

建設工事等の入札及び契約に係る 情報の公表に関する事務処理要領

2001年7月1日 制定
2002年4月1日 一部改正
平成16年4月1日 一部改正
平成22年4月1日 一部改正
平成28年1月1日 一部改正
平成28年4月1日 一部改正
令和7年4月1日 一部改正

(趣旨)

第1条 本市発注の建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等（以下「建設工事等」という。）の、入札及び契約に係る情報の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、競争入札及び随意契約により発注する建設工事等（設計金額が200万円を超えない工事及び100万円を超えない業務並びに公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事等であって市の行為を秘匿する必要があるものを除く。）とする。

(公表の内容)

第3条 公表する内容は、次のとおりとする。

(1) 発注が見込まれる建設工事等の見通し

- ア 工事（業務）名、工事（業務）場所、工期（履行期間）、種別及び概要
- イ 入札及び契約の方法
- ウ 入札の時期

(2) 入札に関する事項

- ア 競争入札の場合は、当該入札に係る必要な資格、工事（業務）名、工事（業務）場所、入札日時、入札場所及び入札参加者名
- イ 入札経過及び結果（工事（業務）名、工事（業務）場所、工期（履行期間）、入札日時、入札場所、入札参加者名、入札金額、落札者及び落札金額）。ただし、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第6号の規定（不落）によるものは除く。
- ウ 低入札価格調査制度に基づく調査をした場合における調査結果及び落札理由
- エ 施行令第167条の10の2又は167条の13の規定により落札者を決定する競争入札（「総合評価競争入札」という。）を行った場合における当該入札を行った理由、落札決定基準、その価格及びその他の条件が市にとって最も

有利なものをもって申込をした者を落札者とした理由。

(3) 契約の内容に関する事項

- ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- イ 工事（業務）名、工事（業務）場所、種別及び概要
- ウ 工事（業務）着手及び完成の時期
- エ 契約年月日、契約金額

(4) 前項の契約の内容に関する事項について、契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、変更後の契約に係る事項及び変更理由

(5) 随意契約の場合

- ア 随意契約の相手方を選定した理由
- イ 契約の内容に関する事項

(6) その他

- ア 指名競争入札に参加する者に必要な資格及び指名する場合の基準（発注標準）
- イ 市内に本店又は支店等を有する者で、競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿（市内業者有資格者名簿）
- ウ 予定価格
- エ 施行令第167条の5第1項に規定する一般競争入札及び第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿（市外業者有資格者名簿）
- オ その他入札及び契約に関連する要綱等
- カ 完成検査における工事成績評定結果

（閲覧方法）

第4条 閲覧は、閲覧場所（建設部監理課）に閲覧者名簿を備え付け、閲覧者の名前、住所等必要事項を記入させるものとする。

（公表の期間）

第5条 公表する内容を記した書面は、公表する日の属する年度及び翌年度において閲覧に供するものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。